

# 常陸太田市中小企業等事業承継補助金

補助概要	本市内において優れた経営資源を持ちながら後継者問題等の課題を抱える中小企業者の事業を継続させ、技術・サービスや雇用の喪失を防ぐとともに、地域経済の活性化を促進するため、事業承継に係る費用の一部を補助します。		
補助対象者	補助の対象となる事業者は、下記に掲げる要件の全てを満たすものとする。 ①本店登記が本市内にある（個人にあっては本市内に住民登録を行っている）中小企業者であること。 ②別表第1（裏面）に掲げる業種に属する事業を営む者であること。ただし、別表第2（裏面）に掲げる業種に属する事業を営む者を除く。 ③許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。 ④確定申告を一期以上行っており、市税等の滞納がないこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。 ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。（役員等を含む。）		
補助対象事業	【補助対象事業①】 事業承継計画策定	【補助対象事業②】 事業所改修工事	【補助対象事業③】 設備購入
補助対象経費	初期診断、課題分析、コンサルティング、事業承継計画の作成及び企業価値の算出に係る経費	解体工事、外壁工事、看板設置工事、内装工事、建具工事、給排水衛生設備工事、電気設備工事、空調・冷暖房設備工事、ガス設備工事	設備の購入費 ※事業計画書の事業内容に具体的な記載のあるものに限る
補助率	補助対象経費の総額の $1/2$ 以内		
補助上限額	1事業者につき1会計年度当たり <b>100万円</b> を上限（千円未満の端数切捨て）		

## 申請書及び添付書類

常陸太田市中小企業等事業承継補助金交付申請書（様式第1号）

- (1) 事業計画書（実績報告書）（様式第2号）
- (2) 必要経費及びその内訳が分かる書類（見積書の写し等）
- (3) 法人にあっては履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）及び確定申告書の写し、個人事業主にあっては確定申告書の写し
- (4) 市税等に滞納がないことの証明書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

## 申請先及びお問い合わせ

〒313-8611  
茨城県常陸太田市金井町 3690  
常陸太田市 商工観光部  
商工振興・企業誘致課  
TEL 0294-72-3111（内線 622）  
FAX 0294-72-0288  
E-mail yuchi@city.hitachiota.lg.jp

## 別表第1

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による次に掲げる業種。（カッコ内の英字・数字は分類符号）

- （C）鉱業，採石業，砂利採取業，（D）建設業，（E）製造業
- （F）電気・ガス・熱供給・水道業，（G）情報通信業，
- （H）運輸業，郵便業，（I）卸売業，小売業，（J）金融業・保険業
- （K）不動産業，物品賃貸業，（L）学術研究，専門・技術サービス業
- （M）宿泊業，飲食サービス業，（N）生活関連サービス業，娯楽業
- （O）教育，学習支援業，（P）医療・福祉，（Q）複合サービス事業
- （R）サービス業（他に分類されないもの）

## 別表第2

日本標準産業分類による次に掲げる業種

- (7291)興信所（専ら個人の身元，身上，素行，思想調査等を行うもの）
- (7999)易断所，観相業，相場案内業，(803)競輪・競馬等の競走場，競技団
- (8094)芸ぎ業，(8096)場外馬券売場，場外車券売場，競輪・競馬等予想業
- (9299)集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）
- (93)政治・経済・文化団体，(94)宗教，(95)その他のサービス業，
- (96)外国公務